

# 申告共通事項

申告書の提出は  
郵送でも行えます

申告書の「控」が必要な方は、切手を貼り、あて先を明記した返信用封筒を必ず同封してください。

## 【市・都民税】

封筒の表に、「市・都民税申告書在中」と明記し、市民税課へ

## 【所得税】

封筒の表に、「確定申告書在中」と明記し、武蔵野税務署へ

## 公的年金等を 受給している方へ

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である方は、所得税の確定申告をする必要がありません。ただし、源泉徴収の対象とならない公的年金等の支給を受けている方は除きます。

なお、この場合でも、所得税の還付を受けるには確定申告が必要で

所得税の確定申告が不要の方でも、医療費控除、各種保険料控除などを追加することで、市・都民税が減額となる場合があります。この場合、市・都民税の申告が必要です。

医療費控除を受けるための  
手続きが変わりました

税制改正により医療費控除

を受ける際には領収書の提出の代わりに「医療費控除明細書」の添付が必要となります。

## ※

医療費の領収書は自宅です5年間保存する必要があります▽平成29年分～令和元年分(平成30年度～令和2年度)までの市・都民税申告、確定申告については領収書の添付または提示によることもできます▽令和2年分(令和3年度)からは明細書の添付が必要となり、領収書では申告できません

住宅借入金等特別税額控除が  
拡充されました

税制改正により令和元年10月1日～令和2年12月31日までの間に住宅取得等をして、居住の用に供した場合は、次の見直しが適用されます。ただし、消費税10%でない住宅取得等については適用されません。

▽適用年数の延長＝現行の10年から13年へ延長されます。▽控除額の見直し＝11年目以降の3年間は消費税率などの2%引き上げ分の負担に着目した控除額の上限が設定されます。各年においては、①建物購入価格の2%×3分の1

②住宅ローン年末残高の1%のいずれか少ない金額が所得税から控除されます。なお、所得税で控除しきれない額を市・都民税に適用する場合には改正前の制度から変更はありません。

# Information

## お知らせ

まちづくりに関する  
アンケートを実施

市の将来のまちのあるべき姿やまちづくりの方針を示した、都市計画マスタープラン策定の二環として、2月下旬に郵送でアンケートを実施します。

併せて、優先整備路線の都市計画道路についてのアンケートも同封しますのでご協力をお願いします。

対令和2年2月1日現在18歳以上で、住民基本台帳から無作為に抽出した3千人

回答方法アンケート用紙に回答を明記し、同封の返信用封筒で返送してください

問都市計画課都市計画係 ☎042-387-9859

## 委員募集

### 【児童発達支援センター 運営協議会】

児童発達支援センター「きらり」の業務内容等を検証するため協議します。

定3人(多数抽選)

対同センターを利用している、または、したことがある児童の保護者

任期4月1日～令和4年3月31日(年4回程度開催)

応募用紙配布場所2月17日から、自立生活支援課(市役所第二庁舎2階)、同センター、市ホームページ

申2月28日(必着)までに、直接、郵送、ファクスまたは

Eメールで応募用紙を自立生活支援課福祉係(〒184-8504住所不要 ☎042-387-9848 FAX042-384-2524 ☒s050299@koganei-shi.jp)へ

## 【住宅マスタープラン 策定委員会】

住宅マスタープランの策定に当たり、市の住宅事情および地域特性に応じた住宅施策を協議します。

定3人(選考)

対市内在住で令和2年2月17日現在18歳以上の方

任期委嘱日～令和4年3月31日

申2月17日～28日(消印有効)までに、直接、郵送またはファクスで小論文(千字以内・課題「小金井市の暮らしの魅力と住まいをめぐる課題について」)・住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業を明記し、まちづくり推進課住宅係(〒184-8504住所不要・市役所第二庁舎5階 ☎042-387-9861 FAX042-387-2331)へ

◇共通◇

報酬1万円(1回)

他▽市が設置する附属機関等の委員は、原則2つまで▽選考基準・方法、開催回数等詳細はお問い合わせください

市議会の傍聴に  
お越しく下さい

市議会定例会

令和2年第1回小金井市議会定例会が、2月19日(水)から開催されます。

原則、午前10時から、本会議は議場(市役所本庁舎4階)、委員会は第一会議室

(同3階)で行います。皆さんの身近な問題や市の重要案件がどのように審議・決定されていくかなどを知っていただくため、傍聴をお勧めします。

【2月23日は日曜議会】  
市議会では、平日に仕事などで傍聴に來られない方にも、会議が実際にどのような行われているかを知っていただくため、日曜議会を開催します。

## 【軽自動車等の廃車・ 名義変更は3月中に】

原動機付自転車を含む軽自動車税(種別割)は、4月1日現在の所有者に課税されます。

廃車処分や他人に譲るなどし、廃車や名義変更の届け出をしていない方は、お早めにご注意ください。

問議会事務局(市役所本庁舎4階 ☎042-387-9947 FAX042-387-1225)

市税の納付は  
便利な口座振替で

市税の口座振替は、指定の預・貯金口座から、各納期限の日に各種の税を自動的に納付できます。

納め忘れの心配がなくなるため、大変便利な制度です。

口座振替できる市税は、固定資産税・都市計画税、市・都民税(普通徴収分)、軽自動車税、国民健康保険税(普通徴収分)です。

なお、軽自動車税で6月車

検の方は、継続検査(車検)用納税証明書の送付に納期限後2週間ほどかかりますので、ご注意ください。

## 【都フイック融資を利用して いる工商业者の皆さんへ】

地元商工業の活性化支援のために、工商业者(法人・個人)が東京都制度融資のクイック融資(略称「つなぎ」)を利用し、市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、令和元年10月～令和2年3月の支払利の一部を補助します。

【NPO法人を対象にした利子補給制度】  
市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)が市と契約した金融機関から借り受けた、特定非営利活動に係る事業資金の融資について、令和元年10月～令和2年3月の支払利の一部を補助します。

制度内容、申込資格、必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

必要書類の準備に時間を要することもありますが、お早めにお問い合わせください。

申請受付期間2月14日(金)～3月6日(金)

問経済課産業振興係 ☎042-387-9831

図書館「おはなし会」ボランティア団体を募集

図書館の子ども向け「おはなし会」は、ボランティア団体と協働して運営していま

す。令和2年度に参加を希望する団体を募集するに当たり、説明会を行います。

## 【都フイック融資を利用して いる工商业者の皆さんへ】

前原暫定集会所施設  
申当日直接会場へ

※新規の団体は、2月21日までにご連絡ください

問図書館本館 ☎042-383-1138

各種利子補給制度

【都フイック融資を利用して  
いる工商业者の皆さんへ】  
地元商工業の活性化支援のために、工商业者(法人・個人)が東京都制度融資のクイック融資(略称「つなぎ」)を利用し、市と契約した金融機関から借り受けた事業資金の融資について、令和元年10月～令和2年3月の支払利の一部を補助します。

市内に主たる事務所を置く特定非営利活動法人(NPO法人)が市と契約した金融機関から借り受けた、特定非営利活動に係る事業資金の融資について、令和元年10月～令和2年3月の支払利の一部を補助します。

制度内容、申込資格、必要書類等、詳しくはお問い合わせください。

必要書類の準備に時間を要することもありますが、お早めにお問い合わせください。

申請受付期間2月14日(金)～3月6日(金)

問経済課産業振興係 ☎042-387-9831

図書館「おはなし会」ボランティア団体を募集

図書館の子ども向け「おはなし会」は、ボランティア団体と協働して運営していま